

医療費が高額になりそうなときは、『限度額適用認定証』のご利用を

国保の高額療養費制度では、医療費の自己負担割合分全額を医療機関などの窓口で支払った上、国保の窓口で申請することにより、自己負担限度額を超えた分が払い戻しされます。(通常は診療月から3カ月後に支給します。)

ただし、「限度額適用認定証」を病院、薬局などの窓口で保険証と併せて提示すると、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」は、あらかじめ国保の窓口で交付を受ける必要があります。



『限度額適用認定証』が必要な人

- 70歳未満の人
- 70歳以上75歳未満の人で所得区分が「低所得者Ⅰ・Ⅱ」「現役並み所得Ⅰ・Ⅱ」の人

※上記所得区分以外の方は保険証の提示のみで支払金額が自己負担額までとなります。

医療費が高額になりそうなときや入院の予定が決まったら、早めに申請してください。

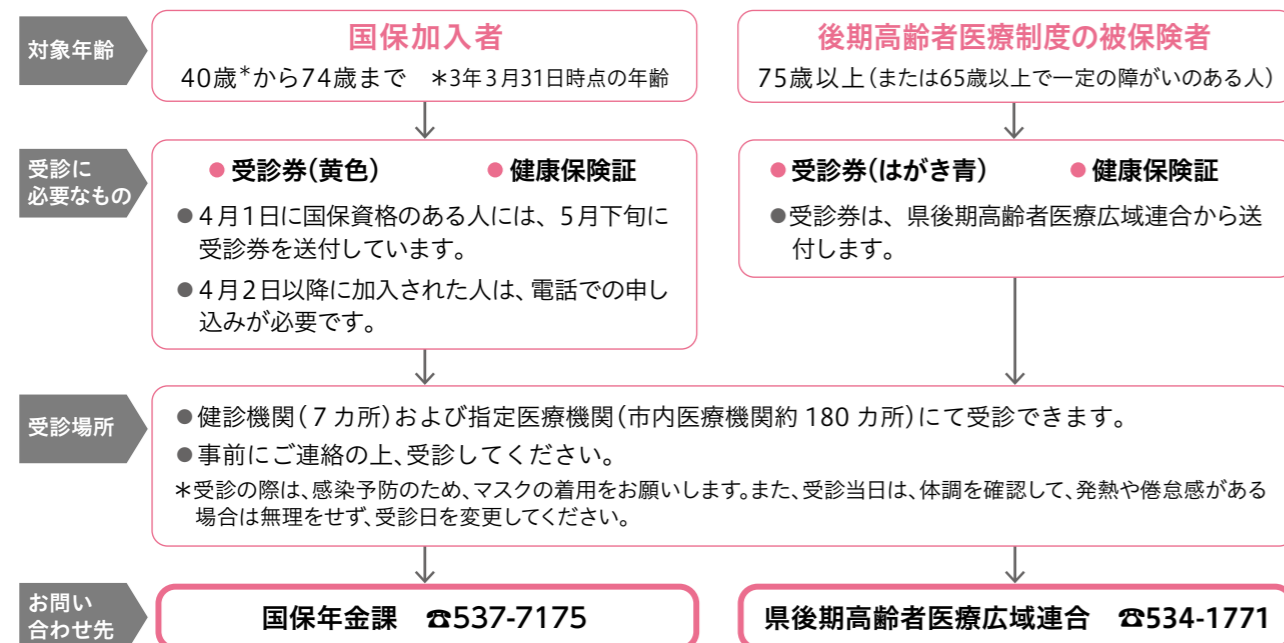
病気の早期発見・早期治療につながる特定健診を活用してください

特定健診のお知らせ

国保では、40歳以上の国保加入者を対象に特定健診を実施しています。健診を受ける際は、**受診券、健康保険証**が必要です。※健診の受診方法は、年齢や加入している医療保険(健康保険)によって異なります。国保以外の保険加入者は、加入している保険者にお問い合わせください。



国保加入者と後期高齢者医療制度の被保険者の受診方法について



特定健診で発見することができる病気のリスク

- 高血圧症
- 糖尿病
- 脂質異常症
- 肝機能障害
- 慢性腎臓病

指定医療機関については、受診券とともに同封しております案内、または市ホームページをご覧ください。

健診施設については、15ページをご覧ください。

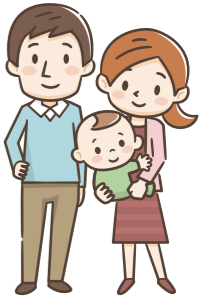
医療を上手に受けましょう

医療費の使い方を一人ひとりが考えることが大切です。

- ① かかりつけ医を持ちましょう。
- ② 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- ③ 重複受診や必要以上の転医はやめましょう。
- ④ 病気の早期発見・早期治療を心掛けましょう。
- ⑤ お薬手帳は1冊にまとめましょう。
また、かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳を活用しましょう。
薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえ、薬歴を把握したうえで助言が受けられるなど多くのメリットがあります。

出産育児一時金の支給

出産費用に産育一時金を直接充てることができるように、原則として医療機関などからの請求に基づき、市から直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みになっています。



- 市の国保加入者が出産した場合、出産育児一時金として40万4千円が支給されます。
- 産科医療補償制度に加入している医療機関の医学的管理の下で出産(死産を含む、在胎週数22週に達した日以降の出産に限る)した場合は1万6千円加算され、42万円が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上の死産、流産でも出産育児一時金は支給されます(医師の証明などが必要です)。

※出産費用が42万円未満の場合は、国保年金課に差額支給の申請をしてください。
※他の健康保険から支給を受ける場合は、国保からは支給されません。

柔道整復師などの施術を受けられる人へ

国民健康保険を使って柔道整復師(整骨院・接骨院)、鍼灸師などの施術を受けるには、一定の条件があります。

国民健康保険が使える場合

- 急性の外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉離れを含む)
- 骨折・脱臼の応急処置
※応急処置後に施術を受ける場合や応急処置以外で骨折・脱臼の施術を受ける場合は、あらかじめ医師の同意(口頭での同意可)が必要です。
- 骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

国民健康保険が使えない場合

- 疲労性、慢性的な要因からくる肩こり・筋肉疲労
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷
- 保険医療機関や他の施術所で治療中のもの
- 慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

負傷の原因は、正確にきちんと伝え、不明な点は施術所窓口でお尋ねください。

お願い

治療内容について、国保年金課(または業務の一部を委託した専門業者)が、施術期間・実日数や負傷の原因・箇所(いつ、どこで、何をしていたときに、どのようなことをして、どこを負傷したか)を文書などでお尋ねすることがあります。

請求書の流れの関係で、照会の時期は、施術から2~3カ月後となりますので、整骨院・接骨院にかかったときは、負傷した部位・施術の内容・施術の年月日などが分かるように記録を残し、領収書は必ず保管しておきましょう。